

国立大学法人京都大学教員のクロスアポイントメントの実施に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(クロスアポイントメントを実施できる教員)</p> <p>第4条 クロスアポイントメントを実施できる教員は、<u>部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。））</u>に所属する次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 就業規則の適用を受ける教員のうち、国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号。以下「年俸制教員給与規程」という。）により年俸制を適用される者（以下「年俸制教員」という。）</p> <p>(2) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則（平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。）第2条第1号から第4号までに掲げる者（以下「年俸制特定有期教員」という。）</p> <p>(クロスアポイントメントの承認)</p> <p>第5条 クロスアポイントメントを実施するときは、事前に総長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 教員は、前項の承認を受けようとするときは、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに<u>所定の申請書を所属する部局の長に提出</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>前項の提出を受けた部局の長は、当該部局の教授会等の審査を経てその可否を決定し、及び可とする場合について総長に上申するものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(クロスアポイントメント終了後の業務の制限)</p> <p>第9条 <u>部局の長は、クロスアポイントメントを実施する教員について、クロスアポイントメントにより勤務する他機関と本学との間に物品購入等の契約関係その他の特別な利害の関わる業務に従事させてはならない。当該クロスアポイントメントが終了した日から2年間についても同様とする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(クロスアポイントメントを実施できる教員)</p> <p>第4条 クロスアポイントメントを実施できる教員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) } (2) } (同 左)</p> <p>(クロスアポイントメントの承認)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 教員は、前項の承認を受けようとするときは、クロスアポイントメントを実施する初日の2月前までに<u>所定の申請書を年俸制教員にあっては所属する学系又は全学教員部の長（全学教員部にあっては当該クロスアポイントメントを実施する教員が所属する全学機能組織を担当する理事）、年俸制特定有期教員にあっては所属する部局（各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。））の長（以下「学系等の長」という。）に提出</u>しなければならない。</p> <p>3 <u>前項の提出を受けた学系等の長は、年俸制教員にあっては学系会議又は全学教員部会議、年俸制特定有期教員にあっては教授会等の審査を経てその可否を決定し、及び可とする場合について総長に上申するものとする。</u></p> <p>4 (同 左)</p> <p>(クロスアポイントメント終了後の業務の制限)</p> <p>第9条 <u>学系等の長は、クロスアポイントメントを実施する教員について、クロスアポイントメントにより勤務する他機関と本学との間に物品購入等の契約関係その他の特別な利害の関わる業務に従事させてはならない。当該クロスアポイントメントが終了した日から2年間についても同様とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>